

ごみステーションまで家庭ごみを出すことが困難な世帯を支援します

高梁市ごみ出しサポート事業【実証実験】

令和7年度実証実験地域：川上地域局・備中地域局管内

令和7年7月1日受付開始

令和7年9月1日収集開始

家庭ごみをごみステーションに排出することが困難な要支援・要介護認定者や身体障害者で構成される世帯の生活環境と在宅生活を支援するため、

週1回、ご自宅までごみの収集に伺います。



■ご利用できる世帯 ※(1)(2)どちらにも該当する世帯

- (1) 親族、近隣住民などからごみ出しの協力を受けることができない世帯
※親族、近隣住民、訪問介護・小規模多機能型居宅介護サービスやいきいき生活サポート事業等によりごみ出し支援が行われている世帯は対象になりません。
- (2) 次の①～②のいずれかに該当する方のみで構成される世帯。
 - ①介護保険法の要支援認定または要介護認定を受けている方
 - ②視覚障害または肢体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方

※要件に該当するか判断に迷われる場合はご相談ください。

■家庭ごみの収集方法

費用は**無料**です。**粗大ごみは対象外**です。



■安否確認

- ①訪問時の声かけ
※ごみ出しが確認できない場合(希望者のみ)
- ②緊急連絡先に連絡(声かけに反応がない場合)

■問い合わせ

高梁市市民生活部環境課
電話0866-21-0259
※8:30~17:15(土日祝日を除く開庁日)

申請から収集開始までの流れ

(1) 申請

■受付窓口

環境課・川上地域局・備中地域局のいずれかの窓口へ申請
(居宅介護支援員等の意見書等を添付)

- ①受付窓口または市ホームページから申請書を入力
- ②必要事項を記入し提出

(2) 審査

■書類審査

申請書の内容については、関係機関への確認等を行う場合があります。

- ・市の関係部署、民生委員、地域包括支援センター、介護事業所など
- ・介護保険被保険者証、サービス計画、身体障害者手帳などは市が台帳等を閲覧

■現地確認

- ①申請者へ訪問の日程調整などを連絡します。
- ②排出場所を確認します。
 - ・排出場所は原則玄関先とします。(屋内への立入不可)
 - (収集日までに、排出容器(缶・ビン・ペットボトル用)を貸与します。)



(3) 審査結果の通知

ご自宅に郵送で審査結果(利用承認または不承認)を通知します。

【利用決定の場合】

- ・利用承認通知書で収集日をお知らせします。
- ・収集日までに、ごみを入れる容器等(悪臭・飛散防止用)を準備してください。



申請から収集まで2週間程度を要します。

(4) 収集開始

職員が週に1度、午前9時00分から午後3時までの間に、収集作業を行います。ごみが出ていない場合など、安否確認(希望世帯のみ)を行います。

(5) 変更・休止などの連絡

以下の場合、環境課での手続きが必要です。

- ・収集の中止(施設入所、親族同居など)
- ・休止(入院、旅行など)
- ・再開(休止中の再開)
- ・変更(緊急連絡先の変更、世帯状況の変更)